

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○公印の改刻

○指定管理者の指定(四件)

○農業振興地域の指定

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部改正

○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部改正

○昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)の一部改正

○昭和四十九年宮城県告示第百六十号(農業振興地域の指定)の一部改正

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

○指定管理者の指定

教育委員会

(警察本部会計課)

四

三

三

三

三

三

三

三

三

ページ

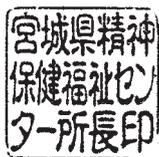
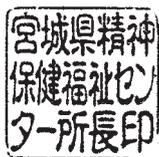
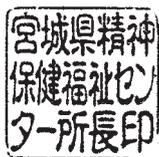
## 告 示

○宮城県告示第九百十六号

次のとおり公印を改刻した。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日				
宮城県知事 印 精神保 健福祉セン ター用	知 事 印	精神保健福祉 センター用	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和四年 一月一日
旧	新							
								
宮城県精神 保健福祉セ ンター所長 印	地 方 機 関 印	一般文書用	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和四年 一月一日
旧	新							
								

○宮城県告示第九百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十八日

一 公の施設の名称

宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十八日

一 公の施設の名称

宮城県クレー射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

一般社団法人宮城県猟友会

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号宮城県仙台合同庁舎内

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十八日

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十  
三 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十八日

一 公の施設の名称

宮城県昭和万葉の森

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社万葉まちづくりセンター

黒川郡大衡村松の平三丁目四番三十四号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百二十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、石巻市に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県東部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

指定する地域

別冊のとおり

○宮城県告示第九百二十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十八日から施行する。

令和三年十二月二十八日

河南町及び北上町に係る農業振興地域を削る。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百二十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十八日から施行する。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河北町及び桃生町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第九百二十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第六百六号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十八日から施行する。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻農業振興地域に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第九百二十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十九年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十八日から施行する。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第九百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間

石巻市雄勝町上雄勝三丁目六七番地先から同市雄勝町上雄勝三丁目七八番地先まで

変更の前後	前A	一・七	敷地の延長 (メートル)	八三・一
	後B	一・〇		八三・一
		一・七		九〇・八
		一・〇		

○宮城県告示第九百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市雄勝町上雄勝三丁目六七番地先から同市雄勝町上雄勝三丁目七八番地先まで	令和三年十二月二十八日午後一時

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 高解像度ネットワークカメラ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年十一月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 五 落札金額 四千三百二十万三千六百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年十月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 可搬型I C免許証記載内容確認装置貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年十一月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 四千五百四十七万四千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年十月八日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十八日

宮城県教育委員会

- 一 公の施設の名称  
宮城県婦人会館
- 二 指定した団体の名称及び所在地  
一般財団法人みやぎ婦人会館  
仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地
- 三 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで